

【z270】技術者養成指導手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①保健衛生に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき	総合衛生学院に勤務する職員で教育職給料表の適用を受ける職員以外のもの				一．行政職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員は、給料月額に百分の十を乗じて
②職業訓練に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき	テクノアカデミーに勤務する職員				
③農業に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき	農業総合センター農業短期大学校に勤務する職員				
<p>得た額（その額が38,000円を超えるときは、38,000円）</p> <p>二．医療費給料表(三)の適用を受ける職員又は給料の調整額の支給を受ける職員は、給料月額に百分の六を乗じて得た額（その額が24,200円を超えるときは、24,200円）</p> <p>ただし、授業を担当する時間数及び当該授業に付随する勤務に従事する時間数の合計時間数が、その者の勤務時間数の二分の一に満たない職員の同項の手当の額は、同項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする</p>					
④人事委員会規則で定める消防訓練の指導（訓練礼式、ポンプ操法訓練、救助訓練及び火災防御訓練）に従事したとき	消防学校に勤務する職員				円／日 460